福祉車両貸与事業実施要綱

社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会

社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会福祉車両貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介助を必要とする高齢者や身体障害者(児)等で車椅子を必要とする者に福祉車両を貸出し、買い物、通院などの日常生活の便宜をはかるとともに、行事や行楽に積極的に参加する機会を確保することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会とする。

(利用者)

- 第3条 この事業の利用者は、市内に住所を有し、次に該当する者とする。
 - (1) 体幹及び下肢に障がいがあり、車椅子を必要とする者。原則、障害者手帳の交付または、要介護認定を受けている者。
 - (2) 傷病等で一時的に車椅子を必要とする者。
 - (3) その他、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)が必要と認めた者。

(利用手続)

- 第4条 福祉車両の貸与を希望する者(以下「申請者」という。)は、年度初回利用時は福祉車両貸与 初回申請書(様式第1号)、2回目以降は福祉車両貸与申請書(様式第2号)により、会長に申請しな ければならない。
- 2 会長は、前項の申請を受理したときは、申請内容を検討し要否について決定し、却下の場合は福祉 車両貸与却下通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 予約は、利用日の30日前からとし、その日が土日及び祝日の場合は、その直後の平日(午前8時30分から午後5時30分)から受け付ける。

(利用の範囲及び期間・時間)

- 第5条 福祉車両の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)は、福祉車両の利用にあたり貸与対象 者の移送以外の目的に使用してはならない。
- 2 福祉車両の貸出期間は、2日以内とする。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。
- 3 車両の引き渡し・返却時間は、原則月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分の間とする。

(費用の負担)

- 第6条 借受人は、利用福祉車両の利用にあたり燃料代を負担するものとする。
- 2 借受人は、福祉車両貸与記録票(様式第3号)を記入し会長に提出しなければならない。

(事故発生時の処理方法等)

- 第7条 借受人は、福祉車両の利用にあたり安全運転を心がけるものとする。
- 2 借受人は貸与期間中に福祉車両を滅失または損傷した場合は、直ちに会長に報告し、指示を受けなければならない。

3 会長は、借受人の責めに帰する事由により福祉車両を滅失または損傷した場合は、その相当額を求めることができる。

(貸与の管理)

- 第8条 会長は、福祉車両の貸与状況を明確にするため、CSW(郡上システム)にて管理するものとする。
- 2 会長は、福祉車両の貸与時、返却時に借受人の立会いのもと福祉車輌の点検を行うこととする。

(使用車両)

第9条 貸与する福祉車両は、

ダイハツタント(軽車両) 岐阜582は 2603スズキエブリイ (軽車両) 岐阜880あ 1702スズキワゴンR (軽車両) 岐阜581そ 7781

2 追加車両として、

スズキエブリイ岐阜880あ 2452ホンダN-BOX岐阜581み 8764ホンダN-BOX岐阜581む 9768トヨタヴォクシー岐阜502ほ 3788ホンダN-BOX岐阜581め 5563スズキエブリイ岐阜582き 6852

3 追加車両については、各事業の不使用時間帯とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、福祉車両の貸与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年5月14日から施行する。
- この要綱は、平成28年2月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年6月17日から施行する。
- この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年8月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年5月1日から施行する。
- この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

	社会福祉法人郡上市社会福祉協議会									
受	事務局長	課長	主幹	担当	受 付					
付付										
決										
裁										
印	担当係名	地域福祉	課指	示(回答・雰	更・不要)					

福 祉 車 両 貸 与 申 請 書(初回・年度初回用)

郡上市社会福祉協議会長 様

令和 年 月 日

次のとおり福祉車両の貸与を申請します。(太枠内記入)

D(*) C 40 7 1	ш ітт. — І. 1 .	> 74 1 C 1 HI1	0 5 ,	0 (/)	-1113	, ншу ч у						
申請状況	口衫	刀回		〕以ī	前に『	申請あ	o 9 (年 月	頃)		
申請者氏名								利用	者との続	丙()
申請者住所												
申請者連絡先												
利用者氏名						生生	平月日	大・	昭・平・令	年	月	日
利用者住所	□申請	青者と同じ		郡上	市							
利用者の 身体状況	□ №	↑護保険認定 章害者手帳 その他身体状	([]要介]身体		知的	□要支□精神	援) 級))			
利用目的	□ 掮	病院受診 病院入退院 小出()		施設入退 病院・施 その他(:設-	一時退院、	外出)
行き先	出発地	<u>†</u>				目的	〕地					
利用期間	自 至	年 年	月月	日日	()	時時		分か 分ま [*]			
運転者	氏名									□申診	青者と同	じ
(免許証の写し)	住所						連絡先					
車いす	□車いす	广貸出必要	(特訂])	
貸出中に事故があ	らった場合	た、車両等の位	多理代	こをご (負担し	ハただ	く場合が	あり)ます。 🗆	説明を	と受けた	
※配車先 ※貸出車種	□八幡 □大和 □白鳥	□ワゴン R □エブリイ □エブリイ □N-BOX □N-BOX	880 880 518	あ 170)2 52 764	(ウ) (庁) (白) (北) (東)	□高鷲 □美並 □明宝 □和良		エブリイ	581 6 582	ほ 3788 め 5563 き 6852 は 2603	(美)
※走行距離	出発師	寺 K	m	帰	着時		Kn	1	走行距	離	I	Хm

備考:初回・新年度は、運転者の運転免許証の写しを添付。以降は、貸出時に運転免許証にて確認。 ※印は事務局記入。燃料代は福祉車輌給油所(大和商事)単価とする。

	社会福祉法人郡上市社会福祉協議会								
受	事務局長	課長	主幹	担当	受 付				
文付決裁印									
⊢ ₁	担当係名 地域福祉課 指示(回答・要・不要)								

福祉車両貸与申請書

郡上市社会福祉協議会長様

令和 年 月 日

次のとおり福祉車両の貸与を申請します。(太枠内記入)

	m - 1 3	/ 頁 / 色 明	0 01 /	0 0	. 4	H 🗆 / 🕶					
直近利用状況	令和	年		月頃和	利用						
申請者氏名							禾	刊用者	者との続杯	§ ()
利用者氏名											
利用目的	□ 焨	病院受診 病院入退院 小出()		施設入退所 病院・施設 その他(寺退院、 夕	卜出)
行き先	出発均	<u>也</u>				目的	〕地				
利用期間	自至	年 年	月月	日日	()	時 時		分から 分まて		
運転者	氏名									□申請者と同	 司じ
(免許証の写し)	住所						連絡先				
車いす	□車いす	上貸出必要	(特訂	2)	
貸出中に事故があ	らった場合	合、車両等の値	多理代	たごが	負担い	いただ	く場合があ	あり言	ます。 □	説明を受けた	<u> </u>
	□八幡	□ワゴン R	581	そで	781	(ウ)	□高鷲		ヴォクシー	- 502 IE 378	38(高)
火 町市	□大和	□エブリイ	88	0あ1	702	(庁)	□美並		-BOX 58	81 め 5563	(美)
※配車先 ※貸出車種	□白鳥	□エブリイ	88	0あ2	452	(白)	□明宝		ェブリイ:	582 き 6852	(明)
		□N-BOX	518	み 8'	764	(北)	□和良	口ゟ	マント	582 は260	3 (庁)
		□N-BOX	518	む 97	768	(東)					
※走行距離	出発明	寺	Km	帰	着時		Km		走行距离	推	Km

備考:初回・新年度は、運転者の運転免許証の写しを添付。以降は、貸出時に運転免許証にて確認。 ※印は事務局記入。燃料代は福祉車輌給油所(大和商事)単価とする。

福祉車両貸与記録票

利	用		日	令和	年	月	日	()
利	用者	氏	名						
連約	各先電	括番	号						
出。	発 時	距	離					k ı	n
帰	着 時	距	離					k ı	n
					車両確認	忍欄			
貸	与		前		利用者			Æ,	於付者
貸	与		後		利用者			Æ,	· 付者

福祉車両貸与事業は、住民の皆様から頂いた「社会福祉協議会会費」と「赤い羽根共同募金配分金」で実施しています。

福祉車両の利用料は無料ですが、燃料代は実費にてご負担願います。なお、燃料代は、福祉車両給油所(大和商事)単価にて、月末締めにて、ご請求させていただきます。

また、貸出中に起こった事故に関しまして、修理代等をご負担いただく場合がありますのでご了承ください。



お問い合わせ先

社会福祉法人郡上市社会福祉協議会 地域福祉課

〒501-4607 岐阜県郡上市大和町徳永585番地

20575-88-9988 FAX0575-88-3315

福祉車両貸与却下通知書

令和 年 月 日

様

社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会 会 長

年 月 日付けで申請のありました福祉車両の貸与につきましては、次のとおり却下となりましたので通知します。

利用者氏名				彳	f 先		
貸与期間	自	年	月	日 ()	時	分
貝 丁州叩	至	年	月	日 ()	時	分
却下の 理 由							